

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年11月20日付け農水第1125号-3（整理番号第802号）で行った行政情報不存在決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて令和元年11月6日付けで行った行政情報の開示請求に対し、実施機関が令和元年11月20日付けで行った行政情報不存在決定について、これを取消すことを求めるものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示を求めた行政情報は、①平成30年度に行われた四日市市農業振興整備計画の全体見直し（基礎調査に基づく5年に1度の見直し。以下「平成30年度全体見直し」という。）において、相談があった案件のうち「農業振興地域整備計画の全体見直しに係る事前相談案件の対応について（伺）」（平成30年4月2日起案の決裁文書）に記載された3条件のいずれかを満たす箇所のみを見直しの対象とすると決めた根拠が解る行政情報、及び②平成30年度全体見直しにおいて希望調書が提出された尾平町字西川原町1513番1外9筆の案件（以下「本案件」という。）について、「現在も営農が行われており、除外の必要性が整理できない」との結論を出した根拠が分かる行政情報である。

(2) ②の行政情報が不存在である理由について、実施機関に説明を求めたところ、かかる結論に至った根拠は、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第13条第2項である、との回答を得た。仮に、実施機関の説明が正しいのであれば、不存在ではなく、非公開決定を行い、その理由として、当該法律の条項を記載すべきであるから、本件不存在決定は誤りである。

(3) もっとも、農振法第13条第2項は、本案件を除外見直しの対象としない根拠とはなりえず、実施機関の担当者が請求人に行った説明は誤りである。

本件開示請求は、実施機関が根拠のない行政運営を行っていることを明らかにするために行ったものである。本来、行政機関は、法令その他の根拠に基づいて行政運営を行うべきであり、その意味で、本件開示請求に係る行政情報が不存在であることは本来ありえないはずである。そこで、請求人は、本件開示請求を行う際、実施機関の担当者に対し、仮に、開示請求書に記載した行政情報が存在しない場合は、行政機関は法令その他の根拠に基づいて判断その他行政運営を行うべきであると定める規程等の開示を求める趣旨である旨を説明していた。

(4) 以上のとおり、請求人が提出した開示請求書を形式的に解釈した場合、開示請求書を提出した請求人の意図に沿うように解釈した場合のいずれの場合であっても、本件行政情報の不存在決定は誤りであり、取り消されるべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 農業振興地域整備計画とは、市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域（農業振興地域）内で、農業振興施策を計画的に実施するための計画で、農振法に基づき、市町村が策定・変更するものである。

平成30年度全体見直しに関しては、過去に除外の相談があった箇所や、広報誌及び農業委員等に呼びかけを行い、農用地から除外すべきと思われる箇所を募るとともに、部内及び課内で協議し、三重県にも相談したうえで除外の条件を整理したが、それらの協議録を作成していないため、①に係る行政情報は存在しない。

(2) また、本案件を除外対象とするか否かについては、農水振興課内で会議を行い、農用地区域から除外する必要はないと判断したが、かかる会議録を作成していなかったため、②に係る行政情報は存在しない。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を適正に請求する権

利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 不存在とされた行政情報について

当審査会では、開示対象となる行政情報は存在しないとする実施機関の主張の当否を判断するため、平成30年度全体見直しを行った際の事務処理の過程等について実施機関から聞き取りを行った。

この点、実施機関が当審査会に対して説明した一連の事務処理の過程は、平成30年度全体見直しに関する協議録等は作成していないとするこれまでの説明と矛盾する点はなく、また、その内容自体にも不自然な点はみられなかった。当審査会として、実施機関が平成30年度全体見直しの際に行ったとされる事務処理の方法等の是非はともかく、少なくとも開示対象となるべき行政情報が現時点において存在していないという点について、実施機関の主張を否定すべき事情は存在しないと判断した。

(3) 請求人の主張について

請求人は、本案件を除外の対象としないとする判断が農振法第13条第2項に基づくものであれば、②についての決定は、非公開決定とすべきであったと主張する。

しかしながら、四日市市情報公開条例施行規則（平成13年四日市市規則第11号。以下「規則」という。）は、行政情報の全部を開示しない旨の決定をした場合において行政情報を保有していないときは、行政情報不存在決定通知書（第6号様式）により通知する旨を規定しており（規則第3条第3号ウ参照）、実施機関の不存在決定は、かかる規定に従ったものである。

また、請求人は、本件開示請求は、開示請求書に記載した行政情報が不存在であれば、行政機関は法令その他の根拠に基づいて行政運営を行うべきであると定める規程等の開示を求める趣旨であり、係る趣旨を実施機関の担当者に説明していたと主張する。

しかしながら、開示請求書に記載された内容その他の事情から、請求人の主張

のように解釈することは困難であり、開示対象は存在しないと判断した実施機関の解釈は不合理なものとはいえない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 9月 2日	・ 諮問書受理
令和2年10月 5日	・ 審議（令和2年度第1回審査会合議体）
令和2年12月 8日	・ 審議（令和2年度第2回審査会合議体）
令和4年 2月17日	・ 審議（令和3年度第1回審査会合議体）
令和4年 4月19日	・ 審議（令和4年度第1回審査会合議体）
令和4年 6月10日	・ 審議（令和4年度第2回審査会合議体）
令和4年 7月22日	・ 審議（令和4年度第3回審査会合議体）
令和4年 8月30日	・ 審議（令和4年度第4回審査会合議体）
令和4年10月 3日	・ 審議（令和4年度第5回審査会合議体）
令和4年10月31日	・ 審議（令和4年度第6回審査会合議体）
令和4年12月 9日	・ 審議（令和4年度第7回審査会合議体）
令和5年 2月13日	・ 答申